

○ 財務省令平成二年三月八日告示第十九号  
國債の發行等に關する省令(昭和五十七年大藏省告示第十二号)に規定に基づき、  
平成二十一年一月十二日告示する。

財務大臣菅直人  
國庫債券(十年)(第三百五号)に依り、

利付国債の發行等に關する法律(昭和四十七年大藏省告示第十二号)に規定に基づき、  
平成二十一年一月十二日告示する。

の法發号名稱及び根拠記述は、  
法律及の項及び根拠記述は、

四 発行方法

三 用振替法の適

二 一

とて価のし定あ争争う札価振の以律社二年第別十財回り付利付國庫債券(十年)(第三百五号)に依り、  
す得格決、めつ入入。格替適下へ債條一法会四政  
るらを定価らて札札に以を機用「平成」、第項律計号法  
もれ募を格れ、「と發よ」下競関を振替株式等の振替に依り、  
のる入受競た価同行「争は受け法」、第項第二関第昭  
に価額け争利格時「価に付けるも」といいう。第十二  
による格にた入率競にと付格付日本銀行のう。第十三  
るをよ各札を争行い(以下「争て行」とし)。第十四  
発そり申にそ入わう(以下「札れ」)。下入行とし。第十五  
行の加込お札れ。下入行とし。第十六  
「発重みいのにる、「札わる。その規

以下「価均應募率い札格格とる。その規

非格し募入とて競競い入の定

## 五

ハ 口 イ  
方 募

入価・別債行争非者特国札非	入価法入
札格第参市及入価・別債発競	札格決
発競Ⅱ加場び札格第参市行争	発競定
行争非者特国発競I加場入	行争の

込募各割各当も各  
 み限國り申ての申  
 の度債當込るか込  
 応額市てみ。らみ  
 募の場るのその  
 額範特。応のう  
 を囲別募応ち  
 割内参額募応  
 りに加を額募  
 当お者案を価  
 ていご分順格  
 るてとに次の  
 。各のよ割高  
 申応りりい

争市る参てしひ価ーを場で競競  
 入場も加、た価格國定特あ争争  
 札特の者財後格競債め別つ入入  
 発別にご務に競争市る参て札札  
 行参よと大行争入場も加、と発  
 ー加るに臣わ入札特の者財同行  
 と者発応がれ札發別にご務時ー  
 い・行募各の行参よと大にと  
 う第一限國る募ー加るに臣行い  
 〇II以度債入と者発応がわう  
 非下額市札のい・行募各れ。  
 価ーを場で決う第一限國る、  
 格國定特あ定ーI以度債入価  
 競債め別つを及非下額市札格

七

ニ

ハ

口

払

込 行争非者特国行争非者特国  
入価・別債 入価・別債  
札格第参市 札格第参市  
額 発競Ⅱ加場 發競Ⅰ加場

六

イ

発

入価  
札格行  
發競  
行爭額

札非  
發競  
行争  
入

八国条特  
百債の別  
六に規会  
十つ定計  
一いにに  
億て基関  
円、づす  
額きる  
面発法  
金行律  
額し第  
でた四  
二利十  
千付七

でた条特でた条特三額発六七債のに億つ定う億額  
千利第別八利第別千面行十億に規関九いにち円面  
九付一会十付一会八金し二六つ定す千て基、金  
百国項計四国項計百額た条千いにる六はづ財  
二債のに億債のに三で利第四て基法百、き政  
で  
十に規関千に規関十一付一百はづ律八額発法  
三つ定す二つ定す万兆国項九、き第十面行第  
億いにる百いにる円七債の十額発四万金し四  
円て基法万て基法千に規万面行十円額た条  
、づ律円、づ律二つ定円金し六、で利第  
額き第額き第百いに、額た条特千付一  
面発四面発四六て基同で利第別七国項  
金行十金行十十はづ法千付一会百債の  
額し六額し六億、き第十国項計五に規

十一

九 八

口 イ 一

発

非者特国札非入価発  
価・別債発競札格行行  
格第参市行争発競価  
競I加場、入行争格目

振額最

低行争非者特国行争非者特国札非入価  
額入価・別債入価・別債発競札格  
面札格第参市札格第参市行争発競  
金発競II加場発競I加場入行争

十額	平す額の振	五	万二	円千	円八	円一
五面	成るの記替	万	円千	九	十	兆
銭面	。整載法	円	八	百	三	九
錢金	額上額	十 数又の	百	十	億	千
百の百	二 倍は規		五	六	八	九
円そ円	年 の記定		十	億	千	百
にれに	一 金録に		億	二	二	十
つぞつ	月 額はよ		九	千	百	四
きれき	十 に、る		八	六	五	億
九の九	二 よ最振		百	百	十	九
十応十	日 る低替		九	九	五	百
九募九	も額口		六	十	万	十
円価円	の面座		十五	五	八	九
六格六	と金簿				万	千

十四

初期利子

平

成控得は出に住時額金にの口るに  
二除税外しは者にへ額よに座も係發  
十すの国た、又おたにりつにのる行  
二る税法金前はいだ百算い記と所時  
年こ率人額記外てし分出て載し得に  
六とをがに(一)國取、のしは又て税お  
月が乗適当の法得当二た、は振がい  
二でじ用該算人す該十金前記替源て  
十きたを非式である國を額記録口泉、  
日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ  
を。額け住よるがをじらのれ簿収の  
支(一)る者り場非発た當算る中さ利  
払を所又算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{23}{365}$$

(二)

十三二

の経利入価・別債行争  
払過札格第参市及入  
込利発競Ⅱ加場び札  
み子率行争非者特国發

(一)年

む十式は一  
も号に、募・  
のによ払入三  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

二十  
十九  
十  
八  
七  
六  
十  
五

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平 財 日額平るい日毎  
成 務 本面成利てを年  
二 大 銀金三子、支六  
十 臣 行額十をそ払月  
か から 百一支の期二  
年 一 円年払日と十  
月 月 に十う以し日  
十 通知 つ二。前及び  
二 を受 き月六各び  
日 けた 百二月支十  
者 日 円十間払二  
日 に期月  
属に二  
すお十

規下は期た期  
定、が金と  
す次そ銀額し、  
る号の行を、  
期及翌休支次  
日び営業の  
に第業日う算  
つ十日に式  
い六にたに  
て号支當だより  
同に払たり  
じおうる、算  
。いへと支出  
。て以き払し

額面金額× $\frac{13}{100} \times \frac{1}{2}$